

令和8年4月1日から 就業機会の提供に関する契約関係を見直します

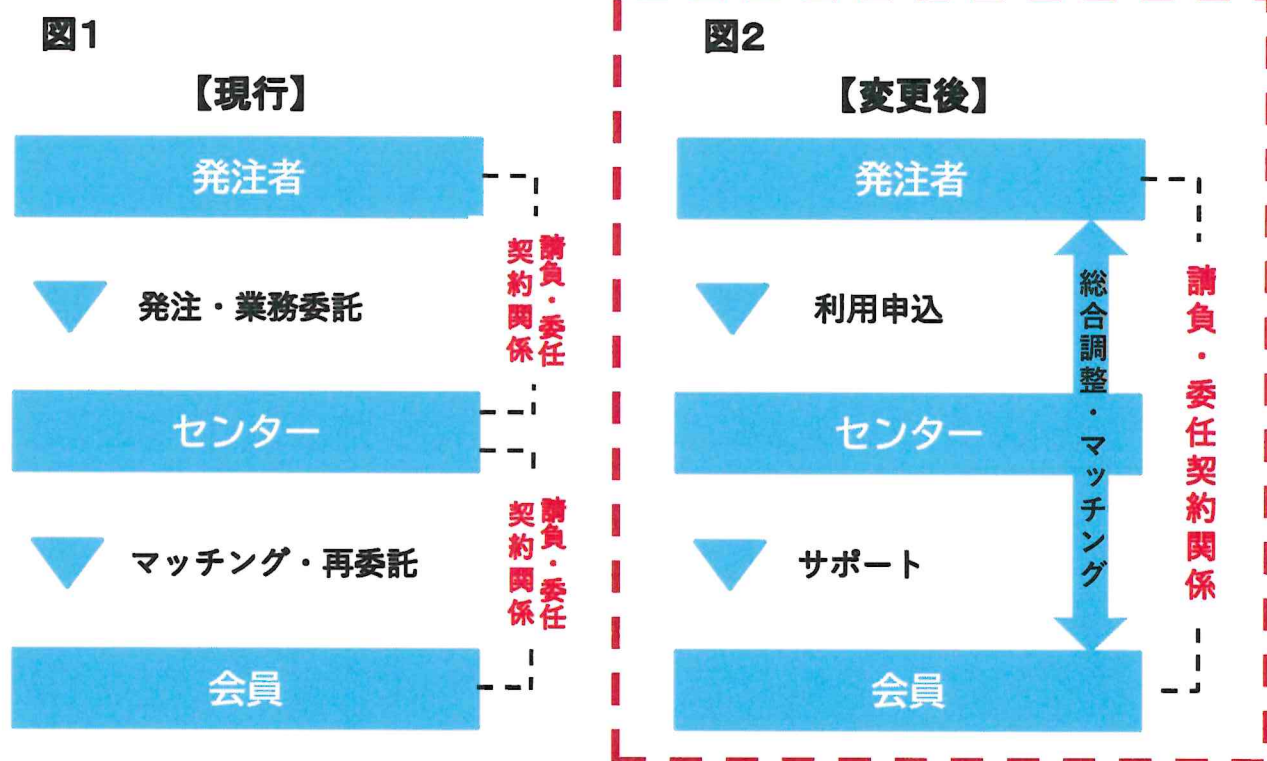
令和6年11月1日にフリーランスを保護することを目的とした「フリーランス法」が施行されました。

シルバー人材センターで就業する会員（派遣会員を除く）も「フリーランス」に該当することから、安心・安全に就業できる環境を整備することが求められます。

その一環として、業務委託について、発注者と会員との間で契約が適正に成立するよう契約方法の見直しを行うための基本方針が、厚生労働省から示されました。

こうした状況を踏まえ、石巻市シルバー人材センターでは、令和8年4月1日から新たな契約方法へ移行します。

■見直しのイメージ



従来の契約方法では、発注者（お客様）から業務の依頼をセンターが受け、センターと発注者との間で委託契約を締結したうえで、会員にその業務を再委託していました。

新たな契約方法では、まず発注者（お客様）がセンターに「利用申込」をします。

そのうえでセンターは、業務にかかる就業条件を会員に明示し、その内容に会員が同意（書面上での手続きはありません）した場合、発注者・会員・センターの三者による包括的な契約関係が成立したことになります。

会員の皆様の手続き等はありません。今までどおり仕事に従事していただく事に変わりはありません。

1 会員とセンターの関係

形式的には発注者と会員との間で契約関係が生じることになりますが、実務面では現在と基本的に変わることはありません。センターは、発注者と会員の間にあって様々な調整を行います。依頼された仕事の履行や会員が安心して働くことができる環境の確保等についても、現在と同じようにセンターが責任をもって対応します。

会員の皆さまには、今までどおり安心して仕事に就いていただき、就業に関して何かお困りのこと等があれば、遠慮なくセンターにご相談ください。

2 業務仕様書への同意

発注者とセンターの間に契約を締結することには変わりはありませんが、今後は原則として、就業を予定する会員に対して、業務の内容や報酬の額などをお示し（口頭説明を含む）します。その上で、当該業務を受けるかどうか判断いただき、同意いただくこととなります。同意いただくことで発注者との間に契約関係が成立することとなります。

なお、発注者が事業者の場合は、就業前に業務内容や報酬の額などを記載した「会員業務仕様書」を書面または電磁的方法により明示することとなります。

3 デジタル化による対応について

会員への「会員業務仕様書」の明示について、来所による手渡しや郵送等では、時間や事務負担がかかり非効率となります。

そのため、センターでは、「会員業務仕様書」の内容を携帯電話で会員が自ら確認できるようなデジタル明示の仕組みを進めています。すでに携帯に慣れ親しんでいる会員の方におかれましては、出来るだけデジタル明示を可能とするシステム登録をお願いします。（詳しくはセンター職員にお尋ねください）

4 報酬の扱いについて

配分金（報酬）については、これまでと同様「雑所得」として扱われます。また、所得金額の計算に際して、「家内労働者等の必要経費の特例」が適用され、必要経費として55万円まで認められることについても現行と変わりません。